

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況



## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

対象事業実施区域は、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第2工区内であり、大阪湾センターが現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西隣である。2期神戸沖埋立処分場については、平成8年度に「六甲アイランド南建設事業」として環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて、護岸の建設並びに廃棄物の埋立て等を対象に平成9年度以降継続的に事後調査を実施している（付表4参照）。

このような本事業の特性を踏まえて、地域特性に関する情報の収集にあたっては、まず、六甲アイランド南建設事業の事後調査報告書等に基づき、対象事業実施区域及びその近傍の自然的状況に関する情報を収集した。

さらに、対象事業実施区域及びその周囲の地域特性について、環境要素の区分ごとに事業の特性を踏まえ、地図に含まれる範囲を対象に、事後調査報告書等以外の入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

### 3.1 2期神戸沖埋立処分場の事後調査結果等に基づく自然的状況

#### 3.1.1 大気環境の状況

##### 1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場の近傍あるいは埋立処分場内の1ヶ所において大気質、騒音及び悪臭についての調査を行っている。

##### 2. 調査結果

###### (1) 大気質

二酸化いおうの日平均値の年間2%除外値は0.007ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.038ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.052mg/m<sup>3</sup>となっており、いずれの項目とも環境基準に適合していた。浮遊粉じん量の夏季調査結果は0.019mg/m<sup>3</sup>、冬季調査結果は0.016mg/m<sup>3</sup>であり、いずれも粉じんの敷地境界線上の排出基準値1.5mg/m<sup>3</sup>（「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号）に基づく排出基準値）を下回っていた。

###### (2) 騒音

工事実施時間帯の騒音レベルの90%レンジの上端値(L<sub>A5</sub>)の時間帯ごとの最大値は64デシベルであり、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準値85デシベルを下回っていた。

###### (3) 悪臭

官能試験結果（臭気指数）は10未満であり、第3種区域の敷地境界線上の規制基準値18を下回っていた。特定悪臭物質は全項目で定量下限値未満であり、いずれの項目とも順応地域の敷地境界線上の規制基準値を下回っていた。

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場周辺海域において、国土交通省が水質（工事中<sup>\*1</sup>）の事後調査を、大阪湾センターが水質及び底質調査（廃棄物受入時<sup>\*2</sup>の周辺海域）並びに水質調査（廃棄物受入時<sup>\*2</sup>）を行っている。

\* 1 工事中：「工事中」とは、護岸築造・防波堤の建設・浚渫土砂の埋立てに関して、国土交通省が実施した環境調査及び施設調査の項目を示す。

\* 2 廃棄物受入時：「廃棄物受入時」とは、廃棄物の埋立てに関して、大阪湾センターが実施した環境調査及び施設調査の項目を示す。

#### 2. 調査結果

##### (1) 水質（工事中）

水素イオン濃度（以下「pH」という。）、COD、T-N 及び T-P の一部の検体は環境基準値を上回り、このうち COD の一部の検体は海域特性値<sup>\*1</sup>を上回っていた。溶存酸素量（以下「DO」という。）は、一部の検体が環境基準値、海域特性値のいずれも下回っていた。これらを比較対照地点と比較すると、いずれの項目も比較対照地点と概ね同程度の値であった。n-ヘキサン抽出物質は全ての検体で検出されておらず、SS は海域特性値を下回っていた。

\*1 海域特性値：「海域特性値」とは、「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」において水質監視の目安の一つとして、独自に設けて監視を行っている基準値である。当該施工区域周辺海域が比較的富栄養化した海域であり、植物プランクトンの増殖等による影響を受けやすく、自然要因による変動が大きいことを勘案して設定している。

##### (2) 水質（廃棄物受入時の周辺海域）

pH、COD、T-N 及び T-P の一部の検体は環境基準値を上回っていたが、海域特性値は下回っていた。DO は、一部の検体が環境基準値、海域特性値のいずれも下回っていた。SS は、底層の 1 検体が海域特性値を上回っていた。これらを比較対照地点と比較すると、いずれの項目も比較対照地点と概ね同程度であった。n-ヘキサン抽出物質は、全ての検体で検出されなかった。

##### (3) 水質（廃棄物受入時の内水及び放流水）

放流水は、排水処理施設（参考資料 3.排水処理施設 参照）で適切に処理されており、その水質は、六甲アイランド南建設事業事後調査報告書に記載されている環境保全目標に全て適合していた。

なお、環境保全目標は、pH、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、有害物質及び特殊項目については「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の別表第 1 の排水基準」に準拠している。COD 及び SS の環境保全目標については、より厳しい「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の処理水基準（管理型）の値に準拠しており、T-N 及び T-P については、2期神戸沖埋立処分場に係る環境影響評価実施時に、同要綱より更に厳しい値を定めている。ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）の水質排出基準の値に準拠している。

#### (4) 底質（廃棄物受入時の周辺海域）

含有量試験のうちの有機塩素化合物と溶出量試験の全ての項目は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）の水底土砂に係る判定基準に全て適合していた。

### 3.1.3 動植物の生息又は生育及び生態系の状況（周辺海域）

#### 1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場周辺海域での動物及び植物に関する事後調査の実施状況（平成27年度）は、及びのとおりである。

2期神戸沖埋立処分場周辺海域の4地点で海生生物（動物プランクトン、魚卵、稚仔魚、底生生物及び植物プランクトン）の調査並びに近傍の防波堤の1地点で付着生物（動物・植物）の調査を行っている。

#### 2. 調査結果

##### (1) 動物

動物プランクトンの主な出現種は、COPEPODA(Nauplius)（甲殻綱）、*Acartia* sp.(Copepodite)（甲殻綱）、*Oithona davisae*（甲殻綱）、*Oithona* sp.(Copepodite)（甲殻綱）、Paracalanidae(Copepodite)（甲殻綱）であった。魚卵の主な出現種は、カタクチイワシであった。稚仔魚の主な出現種は、イソギンポ、カタクチイワシ、シロギス、カサゴであった。底生生物の主な出現種は、シノブハネエラスピオ（旧和名：ヨツバネスピオ A型）（環形動物門）、シズクガイ（環形動物門）、オウギゴカイ（環形動物門）であった。付着生物（動物）の主な出現種（個体数）は、ムラサキイガイ（軟体動物門）であった。

##### (2) 植物

植物プランクトンの主な出現種は、*Skeletonema costatum*、*Nitzschia* spp. であった。付着生物（植物）の主な出現種は、アオサ属（緑藻植物門）、イギス属（紅藻植物門）、シオグサ属（緑藻植物門）、ボタンアオサ（緑藻植物門）であった。

##### (3) 動物・植物の変化状況

多くの季節で2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価時と同一の種が優占種となっており、周辺海域の動物・植物の生息・生育状況は2期神戸沖埋立処分場の整備により大きく変化していない。

### 3.1.4 動植物の生息又は生育及び生態系の状況（2期神戸沖埋立処分場護岸）

#### 1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場東側の緩傾斜護岸において付着生物（動物、植物）の定量採取及び目視観察を行うとともに、南側の傾斜護岸及び西側の直立護岸において付着生物（動物、植物）の目視観察を行っている。また、護岸周辺での全体的な藻場の分布状況を把握するための目視観察及び代表点での定量採取を行っている。

## 2. 調査結果

### (1) 動物

#### ① 付着生物（動物）

平成 28 年度調査では、緩傾斜護岸の主な出現種は、ムラサキイガイ（固着性）、ミズヒキゴカイ科（移動性）、Aoroides 属（移動性）、キヌマトイガイ（固着性）、イトマキヒトデ（移動性）及びイボニシ（移動性）であった。

傾斜護岸の主な出現種は、アラレタマキビ、コモレビコガモガイ、イタボガキ科、ムラサキイガイ、カンザシゴカイ科及びキヒトデであった。

直立護岸の主な出現種は、アラレタマキビ、イワフジツボ（固着性）、レイシガイ（移動性）、ムラサキイガイ、カンザシゴカイ科、キヒトデ、イトマキヒトデ及びマナマコであった。

#### ② 遊泳魚類

平成 28 年度調査では遊泳魚類としてカサゴ、メバル、アサヒアナハゼ、アイナメ、クロダイ、キチヌ、スズメダイ、メジナ、コブダイ、キュウセン、マダコの計 11 種が目視確認された。海藻の被度が高い場所で多くみられる傾向があった。

これら確認された魚類のほとんどは、確認された護岸周辺で定住している種であり、藻場やブロックがこれら魚類の良好な生息環境となっていると考えられる。

### (2) 植物

#### ① 付着生物（植物）

平成 28 年度調査では、緩傾斜護岸の主な出現種は、アオサ属、ワカメ、マクサ及びイギス科であった。

傾斜護岸の主な出現種は、アオサ属、シオグサ属、ツノマタ属、フダラク、カバノリ及びイギス目であった。

直立護岸の主な出現種は、イギス目であった。

#### ② 藻場分布

2 期神戸沖埋立処分場護岸で実施した付着生物（動物、植物）調査、並びに代表地点（10 点）における採取・目視調査、護岸全体の目視調査によって、一年生海藻類のワカメ、シダモク、タマハハキモク等からなる藻場の分布が確認されている。

### 3.1.5 一般環境中の放射性物質の状況

2 期神戸沖埋立処分場での調査結果は、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを 1 時間当たりに換算した空間放射線量率 ( $0.23 \mu \text{Sv/h}$ ) を大きく下回っており、自然放射線レベルとなっている。

## 3.2 地方公共団体が有する文献等に基づく自然的状況

### 3.2.1 大気環境の状況

#### 1. 気象の状況

##### (1) 気候特性

対象事業実施区域の位置する神戸市域は標高 931m の六甲山を主峰とする六甲山系により大きく二分される。大阪湾に向かって広がる南側は、東西に細長い山麓台地と海岸低地で構成される既成市街地と、ポートアイランドや六甲アイランド等の人工島の海上都市地域で形成されている。また、六甲山系の北側（北神地域）は帝釈山・丹生山などの山々と丘陵地が波状に展開しており農地と山林等の自然が広がり、その内で計画的な新市街地の整備が進んでいる。一方、六甲山系の西側（西神地域）はなだらかな丘陵が播磨平野に続いている。

また、対象事業実施区域を含む兵庫県の南東部は、年間を通じて温暖・少雨の瀬戸内気候区と、大都市特有の都市気候の特徴が現れる。雨が少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎやすくなっている。特に冬季は少雨・多照の特徴が現れる。梅雨期には、大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

##### (2) 気象概要

対象事業実施区域の北西約 6 km に位置する神戸地方気象台では、年間平均気温は 16.9°C、年間平均湿度は 65%、年間降水量は 1,250mm、年間平均風速は 3.4m/s、年間最多風向は東北東となっている。

#### 2. 大気質の状況

##### (1) 大気汚染発生源の状況

神戸市における「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づくばい煙発生施設の届出数は、工場・事業場数が 876、施設数が 2,168 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づくばい煙発生施設等の設置状況は、工場・事業場数が 236、施設数が 1,937 となっている。

##### (2) 大気質の状況

対象事業実施区域の周辺には、一般環境大気測定期局（以下「一般局」という。）8 局及び自動車排出ガス測定期局（以下「自排局」という。）3 局の計 11 局があり、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。

また、有害大気汚染物質等については、定期的に一般局等において測定が行われている。

###### ① 二酸化いおう ( $\text{SO}_2$ )

二酸化いおうの測定は、一般局 5 局、自排局 2 局の計 7 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、長期的評価及び短期的評価ともに全ての局で環境基準に適合している。

###### ② 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

二酸化窒素の測定は、一般局 8 局、自排局 3 局の計 11 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、全ての局で環境基準に適合している。

### ③ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の測定は、自排局 1 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準に適合している。

### ④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の測定は、一般局 7 局、自排局 3 局の計 10 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、長期的評価については全ての局で環境基準に適合しており、短期的評価については 10 局中 9 局で環境基準に適合している。

### ⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の測定は、一般局 5 局、自排局 2 局の計 7 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、一般局では 5 局中 4 局で環境基準に適合しており、自排局では 2 局中 1 局で環境基準に適合している。

### ⑥ 光化学オキシダント ( $O_x$ )

光化学オキシダントの測定は、一般局 3 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、全ての局で環境基準に適合していない。

なお、「平成 27 年度の光化学スモッグ広報等の発令状況」（兵庫県、平成 28 年）によると、神戸市内において、平成 27 年度光化学スモッグ特別監視期間中の光化学スモッグ広報の発令はない。

### ⑦ 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、一般局 1 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、降下ばいじんの測定結果は、 $2.06 \text{ t/km}^2/30 \text{ 日}$  であった。

なお、降下ばいじんについては、環境基準は定められていない。

### ⑧ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の測定は、一般局 2 局、自排局 2 局の計 4 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、全ての項目について全ての局で環境基準に適合している。

### ⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、一般局 1 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、環境基準に適合している。

### ⑩ 重金属等の微量物質

重金属等の微量物質（水銀及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物）の測定は、一般局 1 局、自排局 1 局の計 2 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、指針値の定めら

れている全ての項目について全ての局で指針値<sup>\*1</sup>を下回っている。

\* 1 指針値 「指針値」とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(中央環境審議会大気環境部会答申)であり、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、マンガン及びその化合物について指針値が定められている。

## ⑪ 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成 27 年度における大気汚染に係る苦情は、神戸市で 86 件となっている。

### 3. 騒音の状況

#### (1) 騒音発生源の状況

神戸市における「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 1,746、特定施設数が 12,018 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年条例第 28 号)に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 1,436 となっている。

#### (2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域周辺における環境騒音の測定は、神戸市内では 7 地点で行われている。平成 26 年度の測定結果によると、住吉小学校で夜間の時間帯(22 時～翌 6 時)は環境基準に適合していないが、それ以外は全て環境基準に適合している。

#### (3) 道路交通騒音の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の測定は、神戸市内では 8 地点で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、灘区新在家南町 5 丁目で昼間の時間帯(6 時～22 時)及び夜間の時間帯(22 時～翌 6 時)でそれぞれ環境基準に適合していないが、それ以外は全て環境基準に適合している。

#### (4) 騒音に係る苦情の発生状況

平成 27 年度における騒音に係る苦情は、神戸市で 145 件となっている。

### 4. 振動の状況

#### (1) 振動発生源の状況

神戸市における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 477、特定施設数が 2,005 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年条例第 28 号)に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 92 となっている。

#### (2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は、11 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によると、全ての地点における昼間の時間帯(8 時～19 時)及び夜間の時間帯(19 時～翌 8 時)で道路交通振動の要請限度値を下回っている。

### (3) 振動に係る苦情の発生状況

平成 27 年度における振動に係る苦情は、神戸市で 14 件となっている。

## 5. その他の大気に係る環境の状況

### (1) 悪臭に係る苦情の発生状況

平成 27 年度における悪臭に係る苦情は、神戸市で 67 件となっている。

## 3.2.2 水環境の状況

### 1. 水象の状況

#### (1) 海象の概況

対象事業実施区域が位置する大阪湾沿岸は、全般的に瀬戸内型の気候に区分され、温暖で穏やかな気候であるが、夏季から秋季にかけて台風の経路となり、高潮・波浪の影響を受けることもある。沿岸は、長径 58km、短径 26km の橢円状をした大阪湾の北側から東側を取り囲んでおり、常時の風波は小さい。

潮流は、明石海峡東流最強時には、明石海峡から大阪湾に流入した流れは湾全体に広がり、主流は淡路島東岸沿いに友ヶ島水道に向かう。神戸沖を東進する流れは、湾奥部から時計回りの円弧を描きながら泉州沖では沿岸にほぼ平行な南西流となり、主流と合流して友ヶ島水道に達している。明石海峡西流最強時には、友ヶ島水道から大阪湾に流入した流れは湾全体に広がり、主流は淡路島東岸沿いに明石海峡に向かう。大阪湾東岸を北上する流れは、泉南沖では沿岸にほぼ平行な北東流となり、泉南沖から湾奥部へ反時計回りの円弧を描きながら主流と合流して明石海峡に達している。

恒流については、明石海峡東側の沖の瀬を中心とする時計回りの循環流が特徴となっている。

#### (2) 潮位

対象事業実施区域の最寄りの潮位観測所として、西北西約 7.3km に神戸検潮所があり、平成 23 年～平成 27 年の平均潮位は東京湾平均海面 (T.P.) +0.206m、朔望平均満潮位 (H.W.L.) は T.P.+0.865m、朔望平均干潮位 (L.W.L.) は T.P.-0.658m となっており、潮位差は 1.523m となっている。また、大正 15 年～平成 27 年の間の高極潮位は、昭和 36 年 9 月 16 日に T.P.+2.30m が記録されている。

#### (3) 流況

対象事業実施区域周辺海域における流況は、対象事業実施区域の前面に位置する神戸港波浪観測塔（大阪湾水質定点自動観測装置）で観測されており、流向は、潮汐流に伴い東南東あるいは西北西が卓越しており、いずれの季節でも同様である。平均流速は概ね 10 cm/s～20 cm/s となっている。

また、大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流であり、上層～下層まではほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係している。

#### (4) 流入河川

主な流入河川として、対象事業実施区域から北方約 4.9km に二級河川の住吉川、北西約 5.1km に二級河川の都賀川がある。なお、一級河川の流入はない。

## 2. 水質の状況

### (1) 水質汚濁発生源の状況

神戸市における「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく平成 26 年度の特定事業所数は 869 となっている。また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)に基づく平成 26 年度の特定事業場数は 51 となっている。

### (2) 水質の状況

#### ① 海域

##### a. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目、海域）

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質（生活環境項目、海域）の測定は、兵庫県、神戸市及び西宮市により 13 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、COD の 75% 値については、環境基準点 3 地点中 1 地点で環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、7 地点で環境基準値を下回っている。T-N の年平均値は、環境基準点 3 地点の全てで環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、10 地点の全てで環境基準値を下回っている。T-P の年平均値は、環境基準点 3 地点の全てで環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、8 地点で環境基準値を下回っている。

##### b. 人の健康の保護に関する項目（健康項目、海域）

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質（人の健康の保護に関する項目、海域）は、平成 27 年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺海域で測定された 7 地点の全ての地点で環境基準値を下回っている。

##### c. ダイオキシン類（海域）

対象事業実施区域周辺海域における平成 27 年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺海域で測定された 5 地点の全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）に適合している。

##### d. 水温（海域）

対象事業実施区域周辺海域の 5 地点における表層での水温は、水温の高い時期は 7 月～9 月、水温の低い時期は 1 月～3 月となっており、5 年間の月別水温は 7.8～30.3°C の範囲となっている。

##### e. SS（海域）

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質（SS、海域）の測定は 13 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、SS は 1～12mg/L の範囲となっている。

## ② 河川

### a. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目、河川）

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質（生活環境項目、河川）の測定は、12 地点で行われている。対象事業実施区域周辺海域に流入する河川では、夙川が C 類型に該当し、平成 27 年度の調査結果によると生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の 75% 値について環境基準値を下回っている。

### b. 人の健康の保護に関する項目（健康項目、河川）

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質（健康項目、河川）の測定は 12 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、全ての地点で環境基準値を下回っている。

### c. ダイオキシン類（河川）

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質（ダイオキシン類、河川）の測定は、1 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、測定された 1 地点で環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）に適合している。

## ③ 地下水

### a. 地下水質

対象事業実施区域周辺の地下水の水質については、神戸市、西宮市及び芦屋市により、概況調査 20 地点、継続監視調査 32 地点で測定が行われている。

平成 27 年度の調査結果によると、神戸市の概況調査では全ての地点で環境基準値を下回り、継続監視調査では砒素及びふつ素が各 2 地点で、テトラクロロエチレン及びほう素が各 1 地点で環境基準値を上回っている。

### b. ダイオキシン類（地下水）

対象事業実施区域周辺の地下水の水質（ダイオキシン類）については、3 地点で測定が行われている。平成 24 年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺で測定された 3 地点とも環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）に適合している。

## (3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

平成 27 年度における水質汚濁に係る苦情は、神戸市で 65 件となっている。

## 3. 水底の底質の状況（海域）

対象事業実施区域周辺海域では、4 地点で公共用水域の底質の調査が行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、底質の暫定除去基準値が定められている PCB については、全ての地点において暫定除去基準値（10ppm 以上）を下回っている。

また、底質の調査結果（ダイオキシン類、海域）は 5 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によると、対象事業実施区域周辺海域の全ての地点で環境基準（150pg-TEQ/g 以下）に適合している。

### 3.2.3 土壤及び地盤の状況

#### 1. 土壤の状況

##### (1) 土壤汚染の状況

対象事業実施区域周辺では、3地点で土壤のダイオキシン類の測定が行われている。平成26年度の調査結果によれば、神戸市では対象事業実施区域周辺で測定された全ての地点（2地点）で環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）に適合している。

##### (2) 土壤汚染に係る苦情の発生状況

平成27年度における土壤汚染に係る苦情は、神戸市で0件となっている。

#### 2. 地盤の状況

##### (1) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域周辺を含む神戸市において、平成27年度に地下水採取規制等は指定されておらず、その他の地盤沈下に関する情報はない。

##### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

平成27年度における地盤沈下に係る苦情は、神戸市で0件となっている。

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

##### (1) 陸上の地形

対象事業実施区域の周辺の地形は埋立地（人工改変地）に分類されている。

##### (2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周辺海域における前面海域の水深は約15m（最低水面（略最低低潮面）下）となっている。

#### 2. 地質の状況

##### (1) 陸上の地質

対象事業実施区域は、2期神戸沖埋立処分場に隣接した海域であり、陸上の地質として表層土壤等は存在していない。なお、表層地質として、対象事業実施区域北部の六甲アイランドは埋立地、神戸市低地は海成粘土、砂、礫及び火山灰となっており、表層土壤は未区分地（市街地）となっている。

##### (2) 海底の底質

対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、主に泥となっている。

### 3. 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形及び地質は、御影町の撓曲崖・露頭、住吉川の天井川地形等の5件がある。

#### 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

##### 1. 動物の生息の状況

###### (1) 動物相（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺では、中大型哺乳類であるニホンザル、タヌキ、キツネ及びニホンイノシシの4種の分布が確認されている。各生物は、神戸市東灘区等の周辺地域で確認されている。神戸市における鳥類の出現種は、「神戸港港湾計画資料（その2）-改訂一」では285種が確認され、「兵庫県立人と自然の博物館 自然環境モノグラフ2号 兵庫県における鳥類の分布と変遷」（兵庫県立人と自然の博物館、平成18年）では157種が確認されている。淡水魚類の出現種としては、「兵庫県立人と自然の博物館 自然環境モノグラフ4号 兵庫県の淡水魚」（兵庫県立人と自然の博物館、平成20年）ではアユ、ニホンウナギ等の7科9種が確認されている。

###### (2) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域）

陸域の動物の重要な生物種は、神戸市内において鳥類はウズラ、ツクシガモ等の177種、淡水魚類はアユ、ウナギ等の6種が確認された。また、爬虫類、両生類、昆虫類は「神戸港港湾計画資料（その2）-改訂一」（神戸港港湾管理者・神戸市、平成18年）によると、神戸市内で重要な種が確認されているが、神戸港の臨港地区ではほぼ生息していないとされている。

陸域の動物の注目すべき生息地として「六甲山」が選定されている。なお、「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（環境庁、平成7年）に基づく鳥類の集団繁殖地及び集団ねぐらは事業実施想定区域周辺にはない。

###### (3) 動物相の概要（海域）

対象事業実施区域周辺海域における魚等の遊泳動物の主な出現種として底曳網ではオキヒイラギ、テンジクダイ等が、底生生物（マクロベントス）の主な出現種としては、シノブハネエラスピオ（旧和名：ヨツバネスピオA型）（環形動物門）等、底生生物（メガロベントス）の主な出現種としては、アカエビ、ジンドウイカ科等が確認されている。

###### (4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域）

対象事業実施区域周辺海域において確認された海域の動物の重要な生物種はアカウオ、アイナメ、イセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの8種類であった。また、対象事業実施区域の周辺海域には干潟、藻場及びサンゴ礁分布は確認されていない。

2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸では、多様な魚介類等の生息が確認されており、海域の動物の新たな生息環境となっている。これらの新たに創出された環境は、法令等で指定された注目すべき生息地ではないものの、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の動物にとっての注目すべき生息地である。

## 2. 植物の生育の状況

### (1) 植物相及び植生の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺ではシダ植物以上の高等植物の出現種として 144 科 1,301 種が確認されている。

対象事業実施区域周辺における現存植生は、工場地帯や市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等などがみられる。

### (2) 重要な種及び重要な群落等の概要（陸域）

陸域の植物の重要な種は、マンネンスギ等の 64 科 154 種が確認されている。また、重要な群落としては「岡本・素盞鳴神社のアラカシヒメヌズリハ林」等がある。

### (3) 重要な種及び重要な群落等の概要（海域）

海域の植物の重要な種は確認されなかった。また、対象事業実施区域の周辺海域では干潟、藻場及びサンゴ礁は確認されていない。

2 期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されている。これらの新たに創出された環境は、法令等で指定された重要な群落ではないものの、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落である。

## 3. 生態系の状況

### (1) 生態系の概要

対象事業実施区域の位置する神戸市は、北は標高 931m の六甲山系を中心とした山々や丘陵地が広がり、西はなだらかな播磨平野につながっている。年間平均気温は、市街地で 16.5°C であり六甲山頂付近の 10.1°C と大きな差がある。また、瀬戸内海性気候により年間降水量が少ない気候である。六甲山の南には市街地を通って大阪湾に流れ込む多くの都市河川があり、西区、北区の田園地帯には明石川水系、加古川水系、武庫川水系の河川が流れている。

海域は豊かな漁場になっており、須磨区から垂水区にかけての海岸には海水浴場があるほか、一部に自然海浜が残っている。また、ポートアイランドⅡ期、神戸空港では環境創造型護岸、人工海浜など、生き物の生息・生育に配慮した環境を整備している。

現存植生をみると、市域のほとんどが何らかの形で人の手がはいったアカマツ、コナラ等の二次植生であるが、西区・北区の寺林にはツブラジイ林やウバメガシ林などの自然林がみられ、また、六甲山頂付近にはブナ林がある。

既存資料によると、地域を特徴づける生態系の特性に応じて、生態系の食物連鎖の上位に位置する上位性、地域の生態系の特徴を表す典型性、地域及び国内の生態系における稀少性の観点からコアジサシ、スズキ、アカエビ、シノブハネエラスピオ（旧和名：ヨツバネスピオ A 型）が注目種として選定されている。

### (2) 重要な自然環境のまとまりの場

2 期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸及び緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。これらの新

たに創出された環境は法令等により指定されていないが、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部の海域特性を踏まえると、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

### 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

対象事業実施区域は、臨海工業地帯の埋立地であり、周辺には港湾関連施設や工場施設が立地している。

また、対象事業実施区域の位置する神戸市の眺望点としては、「六甲ガーデンテラス」、「六甲天覧台（六甲ケーブル山上駅）」、「長峰坂」等がある。対象事業実施区域周辺の景観資源としては、「旧ハンター住宅」、「旧村山家住宅」、「香櫞園浜」等がある。

#### 2. 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場として多くの都市公園があり、六甲山系には多くの登山コースがある。

### 3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域の周辺で測定された4地点の全てで、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりに換算した空間放射線量率( $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ )を大きく下回っており、自然放射線レベルとなっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づき設定されている「避難指示区域」ではない。

## 3.3 社会的状況

### 3.3.1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

対象事業実施区域の位置する神戸市の平成28年の人口は1,536,837人、人口密度は2,759.0人/ $\text{km}^2$ 、世帯数は710,255世帯であり、平成24年から平成28年の5年間の人口の推移をみると、神戸市ではわずかに漸減傾向にある。

#### 2. 産業の状況

##### (1) 産業構造

神戸市の平成22年における産業別就業者数は、第一次産業が4,743人(0.7%)、第二次産業が124,162人(18.7%)、第三次産業が488,217人(73.4%)と第三次産業の就業者数の割合が高くなっている。

##### (2) 生産量及び生産額等

神戸市の平成26年度における産業別総生産額は6,370,055百万円であり、産業別には第三次産業の割合が高い。

## ① 農業

神戸市の平成 27 年における農家数は 4,539 戸であり、そのうち約 3/4 が販売農家である。また、神戸市では主に水稻が生産されている。

## ② 林業

神戸市の平成 27 年における林野面積は 22,275ha となっており、そのほとんどが民有林である。

## ③ 水産業

神戸市の平成 26 年における主要な漁獲量は 3,600 t であり、漁業種類別漁獲量は船びき網が 2,622 t と最も多く、魚種別漁獲量はしらすが 2,077 t と最も多くなっている。

## ④ 製造業

神戸市の平成 26 年における事業所数は 1,617 事業所であり、従業員数は 63,411 人、製造品出荷額等は 2,831,802 百万円となっている。

## ⑤ 商業

神戸市の平成 26 年における事業所数は 20,594 事業所となっており、従業員数は 240,015 人となっている。

### 3.3.2 土地利用の状況

神戸市の平成 27 年における地目別土地面積の総面積は 55,702ha であり、利用されている地目として雑種地が 15,152ha (27.2%) と最も多く、次いで山林の 13,808ha (24.8%)、宅地 12,112ha (21.7%) となっている。

対象事業実施区域周辺の土地利用用途は、主に工業地、公共公益用地となっている。また、「都市計画法」(昭和 43 年法律 100 号)に基づく用途地域については、対象事業実施区域周辺は「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」及び「第 1 種住居地域」に指定されている。

### 3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域に流入する主な河川は、二級河川の住吉川、都賀川、高羽川がある。また、上記河川には内水面漁業権は設定されていない。

#### 2. 海域の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)に基づく国際戦略港湾の神戸港港湾区域及び「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)に定められた阪神港神戸区港域に属している。神戸港内には神戸中央航路等の航路が設定されており、平成 27 年の神戸港の入港船舶隻数は年間 35,074 隻となっている。

また、対象事業実施区域から西方に約 7 km 離れた海域の一部に共同漁業権が設定されている。

### 3. 地下水の利用状況

神戸市平成 26 年度に、工業用として 8.5 千 m<sup>3</sup>/日の地下水が採取されている。

なお、神戸市では条例による地下水の採取規制は行われていない。

#### 3.3.4 交通の状況

##### 1. 陸上交通

###### (1) 道路

対象事業実施区域周辺における主要な道路としては、阪神高速 5 号湾岸線、阪神高速 3 号神戸線、一般国道 2 号、一般国道 43 号等がある。

主要な道路における交通量調査結果（平成 22 年度）では、平日の昼間（7 時～19 時）の 12 時間交通量は、阪神高速 3 号神戸線で 60,024～68,486 台、一般国道 2 号で 22,338～26,362 台、一般国道 43 号で 42,518～48,400 台となっている。

###### (2) 鉄道

対象事業実施区域周辺では、西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）神戸線、阪急電鉄株式会社神戸線、阪神電気鉄道株式会社阪神本線等が海岸線に沿って東西方向に整備され、主要な都市間交通等として利用されている。

また、ポートアイランドを経由して三宮駅と神戸空港駅を結ぶ神戸新交通株式会社ポートライナー線、住吉駅から六甲アイランド内マリンパーク駅までを結ぶ神戸新交通株式会社六甲ライナー線があり、既成市街地と造成地を南北に結ぶ主要な陸上交通となっている。

##### 2. 海上交通

対象事業実施区域及びその周辺海域の位置する阪神港神戸区（神戸港）では、「港則法」に基づく特定港内の航路として、神戸中央航路、新港航路、東神戸航路が設定されている。

神戸港、尼崎西宮芦屋港における平成 27 年の入港船舶隻数等は 35,074 隻となっている。

#### 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺に位置する学校、病院等としては、北約 1.7km に神戸国際大学がある。

また、対象事業実施区域からの距離は、六甲アイランド内の第 1 種住居地域まで北約 1.8km、ポートアイランド内の第 1 種住居地域まで西約 4.7km である。

#### 3.3.6 下水道の整備状況

神戸市の平成 27 年度末における下水道普及率は、98.7% となっている。

#### 3.3.7 廃棄物の状況

##### 1. 一般廃棄物

神戸市の平成 26 年度の一般廃棄物の総排出量は、563,406 t であり、直接焼却量は 436,368 t、中間処理後の再生利用量は 18,606 t、最終処分量は 84,993 t となっている。

## 2. 産業廃棄物

### (1) 産業廃棄物の状況

神戸市における平成 21 年度の産業廃棄物の排出量は年間約 370 万 t であり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約 158 万 t (42.7%) で最も多く、次いで製造業が約 127 万 t (34.2%) となっている。

### (2) 廃棄物処理施設の立地状況

対象事業実施区域を中心としたフェニックス圏域の 2 府 4 県 168 市町村における一般廃棄物処理施設は、中間処理施設が 464 施設、最終処分場が 78 施設ある。また、産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が 1,055 施設、最終処理施設が 34 施設ある。

### 3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準等

###### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき定められている。なお、大気汚染に係る環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。

###### ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。なお、対象事業実施区域には地域の類型が指定されていない。

###### ③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。

対象事業実施区域及びその周辺は、水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定状況として、生活環境の保全に関する環境基準（海域・一般項目）の「B 類型」及び「C 類型」並びに生活環境の保全に関する環境基準（海域・栄養塩類）の「III 類型」及び「IV 類型」に指定されている。

###### ④ 土壤汚染

土壤の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。

###### ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき定められている。

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

大気汚染に関しては「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められている。

#### a. いおう酸化物に関する基準

いおう酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた規制基準が適用される。

また、対象事業実施区域の位置する神戸市は、「大気汚染防止法」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく地域に指定されており、いおう酸化物の総量規制基準が適用される。

#### b. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」により、施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

#### c. 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

#### d. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)に基づく対策地域に神戸市が指定されている。

### ② 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

#### a. 工場騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、指定地域内の特定工場等に係る騒音の規制基準が定められ、対象事業実施区域周辺に規制区域が指定されている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

#### b. 建設作業騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等が定められている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

#### c. 自動車騒音の要請限度

対象事業実施区域周辺は、「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度が定められている。

### ③ 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

#### a. 工場振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に係る振動の規制基準が定められ、対象事業実施区域周辺に規制区域が指定されている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

#### b. 建設作業振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等が定められている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

#### c. 道路交通振動の要請限度

対象事業実施区域周辺は、「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度が定められている。

### ④ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出規制が定められている。

また、神戸市では、未規制物質や複合臭に対応可能な「臭気指数規制」による規制を行っており、敷地境界線上の規制基準が定められている。

### ⑤ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)に基づき工場及び事業場からの排水に対する排水基準及び総量規制基準が定められている。

また、廃棄物処理法では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき放流水の排出基準、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条

例」では特定事業場以外の工場・事業場に関する規制基準、神戸市の「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」では「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」が定められている。

さらに、「水質汚濁防止法」第4条の2に定める指定地域内であり、事業場からの日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制基準が適用される。

## ⑥ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)に基づき、地下水の採取について規制が行われているが、神戸市においては規制対象地域に指定されていない。

## ⑦ 土壤汚染

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく特定有害物質の濃度基準が定められている。

## ⑧ 産業廃棄物

廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

## ⑨ 残土

「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年兵庫県条例第23号)に基づき、土砂の搬出の場合には搬入搬出管理簿の作成、一定規模(1,000m<sup>2</sup>)以上の土砂埋立等を行う場合には知事の許可が必要となる。

## ⑩ 日照

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」(平成6年神戸市条例第51号)に基づき、日影規制時間が定められている。

## (3) その他、環境保全計画等

### ① 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定し、その後、平成14年5月には「新兵庫県環境基本計画」、平成20年12月には「第3次兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成26年3月には、東日本大震災以降の全国的なエネルギー需給問題、放射性物質対策など全国的な新たな環境課題や人口減少社会における持続可能な社会のあり方など、多様化、複雑化する課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第4次兵庫県環境基本計画」では、基本概念として「地域力で創る環境優先社会“豊かで美しいひょうご”の実現」を掲げており、施策分野の課題の展開方向として「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」を挙げている。

## ② 兵庫地域公害防止計画

昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、兵庫地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向がみられるものの、さらに改善を要する状況にある。

そのため、兵庫地域では、公害防止計画制度が改正された後も引き続き公害防止計画が策定されており、平成 32 年度末までの計画期間で主な課題として「交通公害」、「海域の水質汚濁」を挙げている。

## ③ 濑戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

昭和 53 年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)に基づき、政府において、瀬戸内海の環境の保全に関する長期にわたる基本的な計画として「瀬戸内海環境保全基本計画」が策定された。

兵庫県では、同法や「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めている。

平成 28 年に大幅に改正された「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、新たに策定された「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」(平成 28 年 10 月)が新たに策定されている。

## ④ 生物多様性ひょうご戦略

兵庫県では、平成 21 年に生物多様性の保全と持続可能な利用を確かなものとするための戦略として「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、目標に向けた行動計画を実行してきた。

その後、平成 22 年の COP10 の開催、愛知目標、生物多様性国家戦略 2012-2020 など、生物多様性をめぐる動向や社会経済情勢、環境問題に様々な変化があったことを踏まえ、平成 26 年に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されている。

## ⑤ 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、平成 26 年 3 月に平成 32 年度の温室効果ガス削減目標を定めた「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現を目指し取組を進めている。その後、平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」を受け、平成 29 年 3 月に、県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指す「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定した。

## ⑥ 神戸市環境マスターplan（神戸市環境基本計画）

神戸市では、環境条例の全面改正を受け平成 8 年 3 月に「神戸市環境保全計画」を策定し、その後、環境基本計画の見直し等を受けて同計画を見直し、平成 14 年 3 月に「新・神戸市環境基本計画」、平成 23 年 3 月には、「神戸市環境基本計画～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」として改定した。

その後、平成 28 年 3 月に同計画を改定し、「神戸市環境マスターplan（環境基本計画）」と称し、「神戸市民の環境をまもる条例」(平成 6 年 3 月全面改正)に掲げる目的・基本理念の実現に向けて、同条例第 7 条の規定に基づき健全で快適な環境の確保に関する計画が策定され

ている。

## ⑦ 生物多様性神戸プラン

神戸市では、平成4年に採択された生物多様性条約を受けて、平成20年に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成23年2月、「生物多様性神戸プラン2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取組を推進してきた。

その後、「生物多様性神戸プラン2020」の策定後5年が経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、同プランを改定している。同プランでは「めざすべき将来像」とその実現に向けた5つの「基本戦略」を定めている。

## ⑧ 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「神戸市地球温暖化防止実行計画」を作成し、地球温暖化対策を推進してきた。しかし、東日本大震災を契機に、我が国の電源構成が急変し、国での「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減の水準にする」との目標を決定したこと等を踏まえ、平成27年に同計画が改定された。

## ⑨ 西宮市新環境計画

西宮市では、平成15年に宣言した環境学習都市宣言を具体的に実現していくための計画として、平成17年に「西宮市新環境計画」を策定した。

## ⑩ 第3次芦屋市環境計画

芦屋市では、平成17年に「第2次芦屋市環境計画」を策定し、様々な環境保全活動に取り組んできた。その後のエネルギー問題や地球温暖化等の環境問題への対応など、日々変化する情勢を踏まえて平成27年に「第3次芦屋市環境計画」が策定されている。

## 2. 自然環境法令等

対象事業実施区域周辺の神戸市においては、以下の自然関係法令により指定された地域等が存在する。

- ・自然公園法に基づく国定公園
- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく環境緑地保全地域及び郷土記念物
- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び緑地協定
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域
- ・神戸市緑地の保全、育成及び市民の利用に関する条例に基づく緑地の保存区域、緑地の保全区域及び緑地の育成区域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）
- ・文化財保護法に基づく建造物・石造物、史跡・名勝及び天然記念物

- ・兵庫県文化財保護条例に基づく建造物・石造物、史跡・名勝及び天然記念物
- ・神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づく建造物・石造物、史跡・名勝及び天然記念物
- ・都市計画法に基づく風致地区
- ・兵庫県景観の形成等に関する条例に基づく景観形成重要建造物等
- ・神戸市都市景観条例に基づく景観計画区域、都市景観形成地域及び伝統的建造物群保存地区
- ・森林法に基づく保安林
- ・海岸法に基づく海岸保全区域
- ・砂防法に基づく砂防指定地
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

